慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マスグレーヴの予算決定の綜合理論
Sub Title	On Prof. Musgrave's 'Multiple theory of budget determination'
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.10 (1959. 10) ,p.890(60)- 900(70)
JaLC DOI	10.14991/001.19591001-0060
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591001-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マスグレーヴの予算決定の綜合理論

古田精司

財政とよばれる公共経済領域は、予算によって厳密な秩序をあたえられる。いかなる目標をもつにせよ、財政政策は予算編成の過程をふむことなくして始動することはありえない。たとえ「機能的財政」という新しい理念が賞揚されようとも、政治的・行政的過程をへて、予算の形に具体化されることなくしては、それは理念としての段階にとどまらざるをえない。

しかし機能的財政の理念は、予算制度を通じて現実にテストされるという機会を、すでにいくたびかもっている。長期均衡予算を実現するためのデンマークやスエーデンの長期財政計画は、この種の実験の先き駆けをするものとして見逃すことができない。この実験は、経常予算と資本予算からなりたつ複式予算制度によって、長期均衡予算を達成する可能性を追求するものであったが、その後の予算理論の発展に無視できない重要な影響をあたえた。リンダール、ヒックスらの提案した予算改革案は、この種の実験をまったくはなれて構想することはできなかったにちがいない。ここでは機能的財政の理念は、財政が国民経済において占める合理性と、財政それ自体がもつ秩序の合理性とが、長期均衡予算を達成せしめるような長期財政計画を樹立することにより調和せしめうる可能性が問われていた。

われわれがとりあげようとするマスグレーヴの予算理論は、補整的財政のワーキングを予算の次元で吟味するばかりでなく、予算の機能に求められる古典的な課題（公共財・用役の供給と経済的公正の実現）の解決にも答えようとするものである。それは近年著しく発展せしめられた予算改革論とその方向を異にしており、予算計画の目標がいかにして決定され、また最適に構成されるかをその課題としている。すなわち彼の予算論において注目すべきは、従来の財政学の諸問題が、予算体系のなかでそれぞれどこに位置すべきかが明確に指示されている事実である。それは予算の機能を、規範的体系に定式化した一つの試論にとどまるべきものかもしれないが、それゆえにこそ新しい予算理論展開の起点として看過することができないと思う。[1]

マスグレーヴ予算論の構成因

規範的財政理論によって定式化される予算の綜合理論は、はじめに三つの主要な予算機能を弁別することから出発する。これらの予算機能とは、(1)資源配賦の調整機能、(2)所得分配の調整機能、(3)経済安定のための調整機能、この三つである。そこでわれわれの想定する政府の予算体系は、それぞれの機能にしたがって三つの部門に分割される。すなわち、租税として課されるところの公共用役費用の負担者がだれであり、また望ましい配賦調整にいかなる財政措置がとらるべきかを決定するために、「配賦部門[2]」（Allocation Branch）がもうけられる。また望ましい所得の分配を達成するためには、いかなる過程を必要とするかを決定し、この目標達成に役立つ機能を有する財政措置が「分配部門」（Distribution Branch）にあつめられる。さらに、物価水準安定と完全雇用所得水準達成に役立つところの財政措置が、「安定化部門」（Stabilization Branch）にまとめられる。

各部門当局は、その予算計画にあたって、他の二部門の目標は達成されたものと仮定してみずからの予算計画を立案する。たとえば、配賦部門での目標達成のために行なわれる、公共欲望充足のための資源転換は、資源は安定化部門の機能を通じて完全利用され、また望ましい所得分配は分配部門の機能を通じて達成されている、と仮定されたうえで計画される。分配および安定化部門でも、それぞれ他の二部門の目標が達成されている、と仮定したうえでみずからの予算計画を組む。もちろん、これら三つの部門予算が統合されて単一の綜合予算が構成されるのであるが、その前にそれぞれの予算部門の機能と特質とをみておこう。

(1) 配賦部門

配賦部門においては、単に公共欲望充足を問題とするのみでなく、市場により資源配賦について必要な調整をする機能が問題とされる。それはより効率的な配賦に対する公共政策の干渉を意味し、予算政策もまたその一つとして働く。配賦調整を要する状態として、(1)制度的独占の存在、(2)逓減費用企業における平均収入と限界費用の乖離、(3)外部経済および不経済の存在、が考慮される。ただ(2)と(3)の場合には、租税・補助金過程を通ずる予算政策によって、最適産出量達成が企図されるが、(1)については、独占規制が主役を演じても、予算政策は副次的役割しかつとまらないであろう。

むしろこの部門の主要課題は、財政学の古典的問題である公共欲望の充足であるというべきであろう。マスグレーヴによって理解された公共欲望（public wants）とは、それが私的欲望（private wants）とともに、任意の個人の主観的選好体系を構成するという意味で、本質的類似性をもっている。つまり、両者はともに個人的欲望（individual wants）に還元できるというたてまえから、そこではなんら超越的存在を仮定するものではない。

マスグレーヴの公共欲望のいま一つの特徴は、それが社会欲望(social wants)とメリット欲望(merit wants)にわけたうえで定義されていることである。社会欲望とは、すべての人により同額だけ消費さるべき用役により充足される欲望をさす。社会欲望の充足に供せられる財・用役は、すべての人に同額だけ消費されるのであるから、それらに対し人々は対価を支払わずとも、もたらされる便益から除外されるという心配がない。つまり、市場の交換において働くところの「除外原理」(exclusion principle)が、社会欲望の充足においては働かないから、配賦部門の予算決定にあたっては、公共財に対する人々の真の選好を顕現化せしめるなんらかの方法がなければならない。その方法の operational solution がないということが、配賦部門の予算決定にともなう難点の一つである。[3]

この難点がなんらかの方法により解決されたとしても、さらに第二の難点がつきまとう。配賦部門は、顕現化された真の選好にしたがって、どの社会欲望がどの程度に充足さるべきかについて決定しなければならない。しかし、社会欲望充足には単一の最適解は存在しえず、求めるとすればなんらか特殊の社会厚生函数を導入してこなければならない。

メリット欲望は社会欲望とは逆に、除外原理にはしたがうが消費者主権の原理にしたがわず、むしろその干渉をともなう。この欲望は、配賦部門予算により価値ありと認められるかぎりは充足され、それ以上は市場を通じ、民間購買者により直接充足されることになる。マスグレーヴはメリット欲望を満す公共用役の例として、学校給食、政府補助低家賃住宅、月謝免除学校教育等をあげている。すなわち社会欲望においては、社会全体が対象とされ同額消費されるのに対し、メリット欲望は個人を対象とするが間接的には社会全体が消費するという点から、社会欲望と私的欲望の境界線にあると理解してよいであろう。それゆえメリット欲望の場合は、社会欲望決定にさいしてえられた解が適用されず、別の解法を必要とする。この解法は、マスグレーヴが意識する以上に大きな障碍となっているように思える。

このような配賦部門の経費面の特質に対し、これら公共用役をまかなう課税面の特質はなんであろうか。配賦部門の租税負担の配分は、いかなる原則にしたがって逆進的、比例的、もしくは累進的となるのであろうか。その答は、望ましい所得分配が分配部門において決定されているから、社会欲望の個人的評価が顕現化されるならば、社会欲望の所得弾力性によってさだまるとされる。[4] 弾力性が1であれば比例税、1以上であれば累進税、1以下であれば逆進税が課されることになる。ここで留意すべきは、配賦部門の累進性は、分配調整を企図する分配部門の累進性とは、まったくその性質を異にしていることである。なぜなら、配賦部門の課税の機能は、公共欲望充足の費用を、その欲望が満された人々に支払わせるということにあるのであって、分配調整を意図するものではないからである。[5]

配賦部門の基本的課題は、資源の代替的用途間の選択にあるのだから、問題は機会費用にある。そこでは、民間用途からひきあげられる資源量は、公共用途に附加される資源量とひとしくなければならない。この意味では、配賦部門予算の収支は、資本支出をべつにすれば均衡するはずである。[6]

(2) 分配部門

配賦部門予算の決定にあたっては、望ましい分配状態がすでにあたえられているものとした。かりに分配状態が所与でないとすれば、私的欲望または公共欲望の個人的選好を、有効需要の型にあらわすことができないであろう。また望ましい分配状態がなければ、有効需要の型が資源の効率的使用を示すものかどうかもわからないであろう。分配部門予算の課題は、この適当な分配状態(proper state of distribution)を決定することにある。

分配部門予算に固有の問題は、二つあると思う。一つは、目標とされた適当な分配状態とはどのような内容をもつのか、またそれが適当であるとの承認はどのようにしてえられるのかということである。マスグレーヴはここで、現代の厚生経済理論の水準において、この問題への接近を試みている。[6] 望ましい所得分配を達成し、経済的平等を実現するためには、政治的平等を必要前提条件とするであろう。マスグレーヴはさらに、政治的平等として投票権の平等分布を考え、そこから政治的決定作成過程を通じて、望ましい所得の分配を図ろうとする。そうだとすれば、分配部門の目標を達成するためには、望ましい所得分配は投票の平等分配にもとづき、経済的効率と社会構造に対するその効果をしかるべく考慮した社会的選択により決定さるべきであるということになる。

いま一つの固有の問題は、分配部門の経費と租税構造の累進性にかかわるものである。分配部門予算の累進性は、配賦部門のそれとは異なり望ましい分配調整の型に応じて決定される。したがって「望ましい分配状態」とは、分配部門の課した租税を差しひき、移転支出を加えた所得で定義される。そこで、一応マスグレーヴは、分配部門の計画が、配賦部門の政策により影響をうける市場の要素所得の分配を考慮しているようであるが、これら二つの部門の区別は明確とは思えない。配賦部門が、納税者のうける便益をうまく算定できない以上、二つの部門予算を通ずる分配を区別する根拠は薄弱となるのではないだろうか。この疑問はさきのメリット欲望充足の決定が、しばしば分配的考慮をともなうことを考えあわせれば、さらに濃くなるであろう。

ただ配賦部門と同じように、分配部門予算も実質的に均衡するはずである。なぜなら、それも完全雇用所得水準のもとでの租税・移転支出過程にほかならないからである。

(3) 安定化部門

さきの二部門にくらべれば、安定化部門の問題は、われわれにとって親しみぶかいものであり、したがってまた簡潔にのべることができよう。

この部門の機能は、安定的物価水準のもとで完全雇用所得水準を

達成するにたる、総需要の水準を維持することにある。この目標を達成するために、安定化部門は、貨幣政策、公債政策のような他の安定化政策と協働することになる。またさきの二部門と同じ仮定により、安定化部門は、所与の配賦部門予算と、所与の望ましい所得分配状態を考慮して、その課題の解決にあたることはいうまでもない。

安定化部門の課題は、補整的財政政策にみられるように、安定化活動がない場合のインフレ・ギャップないしはデフレ・ギャップをきめ、かつそれを埋めるために、どの程度の租税または移転支出が必要とされるかをきめることにある。だから安定化部門の租税と移転支出の機能は、インフレーションまたはデフレーションを阻止することにあるが、しかし、それは定常的総需要水準での安定化を企図するものではない。成長経済における安定政策は、所得水準が単に安定化されることを意味するものではない。かえってその政策は、成長する生産能力に応じた需要の拡張をもたらさなければならない。それは均衡経路に沿うところの成長率をもたらし、高雇用と物価水準安定とが拡張経路で推持されねばならないことを意味する。したがって、安定化部門は成長をも含むよう調整されよう。

結局、安定化部門の租税と移転支出は、分配部門により決定された望ましい所得分配にしたがって分配される。すなわちそれらは、分配部門により調整されたのちの所得に比例する。しかし、安定化部門はその性質上、この予算の租税と移転支出がゼロであるきわめて特殊な場合をのぞけば常に不均衡となる。この不均衡も、いわゆる補整的財政政策の黒字予算ないしは赤字予算の効果を考えあわせれば、理解にかたくないことと思う。

単純モデルによる予算の綜合

おおよそ先のような三部門の機能と目標とが、マスグレーヴによる予算理論の内容である。これにより各部門は、他の部門がその目標を達成したという仮定のもとで、いかにしてその目標を追求するかがわかった。すなわち三つの部門予算は、同時的体系の一部として決定される。

三つの部門予算により構成される綜合予算は、当然それぞれ相互依存的関係にある。そこで各部門予算の統合過程と相互依存関係とを、簡単な方程式体系によって検討してみよう。一種類の公共財のみが需給され、二人の納税者により構成される単純な社会を想定する。またもちいられる記号は次のとおりである。

【パラメーター】

Y＝完全雇用所得

I＝民間投資支出

U_a＝公共財供給の費用

U_p＝私的財供給の費用

m＝民間購買者への販売による稼得のうち個人Xに向う割合

v＝政府への販売による稼得のうち個人Xへ向う割合

j＝適当な分配のもとで利用可能な所得のうち個人Xに向う割合

【変数】

E＝要素稼得

C＝民間消費

G＝配賦部門の財・用役支出

T＝租税支払(+)または移転支出受取(−)

B＝予算均衡，黒字(+)または赤字(−)

P_p＝私的財の価格

P_a^x＝Xが支払う公共財の価格

P_a^z＝Zが支払う公共財の価格

また添字x、zは個人XとZを表わし、a、d、sは、それぞれ配賦、分配、安定化部門を表わす。nは純予算における取引を表わす。

はじめに配賦部門予算の満すべき条件は次の通りである。

$$G=T_a^x+T_a^z \tag{1}$$

$$T_a^x=T_a^x\left[(E^x-T_d^x-T_s^x),\ \frac{P_a^x}{P_p}\right] \tag{2}$$

$$T_a^z=T_a^z\left[(E^z-T_d^z-T_s^z),\ \frac{P_a^z}{P_p}\right] \tag{3}$$

$$\frac{P_a^x}{P_p}=\frac{P_a^x}{P_p}\left(U_a,\ U_p,\ \frac{T_a^x}{T_a^z}\right) \tag{4}$$

$$\frac{P_a^x}{P_p}=\frac{P_a^x}{P_p}\left(U_a,\ U_p,\ \frac{T_a^x}{T_a^z}\right) \tag{5}$$

T_d^x、T_d^z、E^x、E^zは、分配部門予算により決定されるから、ここでは一定である。T_s^x、T_s^zも、安定化部門予算により決定され、同じく一定である。これらの方程式から、G、T_a^x、T_a^z、P_a^x/P_p、P_a^z/P_pが決定される。(2)および(3)式から、個人XとZの負担すべき租税は、可処分所得（稼得所得マイナス分配および安定化部門の租税――またはプラス移転支出）と、公共財および私的財の相対価格よりさだまる。またその相対価格は、方程式(4)と(5)から、配賦部門に対する個人XとZの負担割合と、公共財および私的財の費用の函数である。

また分配部門の満すべき条件は、次の通りである。

$$E^x=m(C+I)+vG \tag{6}$$

$$E^z=Y-E^x \tag{7}$$

$$E^x-T_d^x=j(E^x+E^z) \tag{8}$$

$$T_d^x=-T_d^z \tag{9}$$

GとCは、それぞれ配賦部門と安定化部門により決定されるから一定である。この部門では、四方程式からE^x、E^z、T_d^x、T_d^zが決定される。(6)からは、個人Xの稼得所得が、私的財と公共財に対する支出の合計にひとしく、(7)からは、XとZの要素稼得の合計は、完全雇用所得にひとしいことがわかる。(8)は望ましい割合jで、Xの分前をきめるに要する租税ないしは移転支出を表わす。移転支出ならばT_d^xはマイナスである。jが社会厚生函数により決定されることはいうまでもない。(9)はXの租税が、Zに支払われる移転支出にひとしいことを表わす。分配部門の予算もまた均衡する。

最後に安定化部門予算は、次の条件を満さねばならない。

$$Y=G+C+I \qquad (10)$$

$$C=C^x+C^z \qquad (11)$$

$$C^x=C^z\left[(E^x-T^x_d-T^x_s),\ \frac{P^x_d}{P_p}\right] \qquad (12)$$

$$C^z=C^z\left[(E^z-T^z_d-T^z_s),\ \frac{P^z_d}{P_p}\right] \qquad (13)$$

$$T^z_s=j\,(T^x_s+T^z_s) \qquad (14)$$

ここでは、配賦部門により決定されるG、P^x_d/P_p、P^z_d/P_pと、分配部門により決定されるT^{xd}、T^{zd}は一定である。この部門では五方程式から、C、C^x、C^z、T^{xs}、T^{zs}が決定される。(10)と(11)はその式の示すとおりであるが、(12)、(13)は各人の消費支出が可処分所得と、公共および私的欲望の充足に必要な財の相対価格の函数であることを示している。(14)は、先にのべたように、安定化部門の租税ないしは移転支出は、分配部門により決定された適当な所得分配に一致せねばならないことを示す。すなわち、安定化部門は、分配のうえでは中立的に働くことになる。

以上でマスグレーヴの予算決定論の内容は、おおよそながらつくすことができた。ここにあげた十四の方程式により、十四の未知数、G、T^{xs}、T^{zs}、P^x_d/P_p、P^z_d/P_p、E^x、E^z、T^{xd}、T^{zd}、C、C^x、C^z、T^{xs}、T^{zs}の解をうることができる。

予算の統合とその利点

三部門における種々の租税と移転支出を統合すれば、単一の純予算計画に整理することができる。それは次の三方程式で表わされる。

$$T^x_n+T^z_n-G=B \qquad (15)$$

$$T^x_n=T^x_a+T^x_d+T^x_s \qquad (16)$$

$$T^z_n=T^z_a+T^z_d+T^z_s \qquad (17)$$

(15)式により、綜合予算のバランスが決定される。このバランスは、純租税収入額（租税収入マイナス移転支出）マイナス配賦部門支出によりあらわされる。(16)と(17)式は、三つの部門予算でのそれぞれの租税と移転支出の合計として、個人XとZについての純納税額(+)または純移転支出額(−)をさだめる。そこで、T^{xn}、T^{zn}、Bを除くすべての変数は、さきの十四方程式によりきまるから、追加されたこれら三つの未知数もこれら三方程式により決定される。

たしかに形式的には、マスグレーヴの綜合予算の決定はこれで完了した。しかしそのうちには、いくたの錯綜した問題点が伏在しているように思える。それは、予算を三つの部門に分割することから、相互の間で機能の重複ないしは矛盾が生じてはいないかという疑問である。コルムはマスグレーヴの予算論を批判するにさきだって、「私はマスグレーヴの目的とするものの利点を信ずるがゆえに、彼の特殊な解決について批判をしたいと思う」とのべ、また三部門

予算に関する「理論的区分が役にたつものであり、かつ予算問題を鮮明にするに役立ったということでマスグレーヴに同意する」とのべている。それにもかかわらず彼は、「ある人の心の中に、あるいは現実にさえ、これら三つの異なった機能を、政府予算の三つの異なった部門にとりいれることで、事態が明らかになるものとは信じない」[7]として、三部門予算を一つ一つとりあげ、各部門のもつ非現実性を鋭く批判している。とくに彼は批判を終えるにあたって、「私の判断では、マスグレーヴの区別は、それにより政府予算の各計画が検討さるべき三つの側面として有用であるが、しかし、それらは予算を個々の部門にわけるための原理としては有用ではない」[8]とためらうことなく断定している。われわれは、連邦予算の作成に寄与するところ大であった、コルム方式の提唱者として知られる彼の発言に深く耳を傾けるべきであろう。

しかしコルムの批判を仔細に検討すると、それらはすでにマスグレーヴみずからが容認した欠陥を、ついているものが少なくないことに気づくであろう。[9] そこでここでは、コルムが深くたち入ることをしなかった問題——部門相互間の依存関係とそのワーキングにふれて、マスグレーヴ予算論のもつ利点をまとめておこう。

はじめに、配賦部門と安定化部門を別々にもつ利点について考えよう。二つの機能を分離すればどのような利点がえられるであろうか。さきにみたように、安定化部門は租税・移転支出からなりたっているから、不況阻止のためにケインズが逆説的に説いたピラミッド建設や銀行券入の壺の掘出しのような浪費的支出を避けることができるし、またブームを阻止するための教師俸給や不可決の公共事業費削減ということもまぬかれることができる。配賦部門についてみても、公共欲望の選好度が低い人でも、不況を阻止するための移転支出増加ないしは減税を是認するであろうし、また公共欲望の選好度が高い人でも、ブームを阻止するための増税ないしは移転支出減少を是認するであろう。ここでは、二部門の存在は、財政政策の形成をめぐる政治的軋轢の歪みを正すに役立つであろう。

配賦部門と分配部門の機能を分離することにより、同じような利点を期待できよう。これを財政の政治的側面よりみれば、この機能分離により、公共欲望を高く評価する人が、たとえば所得平準化的再分配を好まないとしても、配賦部門のより大なる予算を選ぶことができるし、他方、分配調整を好むか、配賦部門予算の増大に反対する他の人についても、その選択を認めるという利点をもっている。

最後に残された分配部門と安定化部門の機能分離の利点はこうである。かりに財政政策を通ずる安定化措置が、純粋に経済安定のみを目標とし、副次的に生ずる所得分配の変化をさけようとするならば、これら二部門はその目的を満すように働くであろう。同じように、ある種の分配調整が、安定化部門の機能が働かないとした場合のように、高すぎたりまたは低すぎたりする総需要水準を招くことなく行なわれるならば、その利点は大きいといわねばならない。こ

の利点は、いわゆる補整的財政政策が、不況期には累進課税を、ブームには逆進課税を、それぞれ平衡化要因として定式化する立場とくらべるならば明白であろう。

今後の問題点

マスグレーヴの予算論は、彼の企図する規範的財政理論の核心をなすものであり、三つの部門予算はまたその構成因にほかならない。いまあげた三つの部門予算の操作よりうる利点は、通常の単一予算にくらべたときの相対的利点とよばれるべきものであろう。

これに対し、彼が三部門予算のもとで追求しようとした利点はべつに数えねばならない。それは第一に、社会欲望充足からもたらされる利得である。これは他方において、私的欲望充足の減少をともなうから、公共用途への資源の転換は（もしも望ましい限度にとどめておくならば）、よりすぐれた資源の配賦を、したがってまた純利得をもたらすであろう。この観点は、一般に経済厚生の指標としてとられている国民生産物（国民所得）の増減にかえて、資源配賦がゆがめられているか、いないかという規準を示唆するものである。この立場は、経済厚生に対する予算政策の効果を判断するさいに、種々の難点をともなうとはいえ、貫かれてしかるべきである。とくに後進国において、発展の初期の段階で求められる投資の型が、しばしば除外原理からはずれており、またあまたの種類の社会欲望充足を必要とするがゆえに、考慮されねばならない。

第二に、望ましい分配状態をもたらし維持することからえられる利得がある。また第三には、高い雇用水準と物価安定とをかちうることからくる利得がある。これらはすべて、さきにのべた最適予算の規模と構成とを決定するさいに意図された目標である。

それにもかかわらず、彼の予算決定論に弱点がないわけではない。循環的変動を補整する安定化部門は、租税・移転支出措置のみに注目し、公共資本形成の長期計画がもつ効果に考慮を払おうとはしない。長期的公共投資計画は、景気の短期的変動に対し、時間的に調整するよう求められることがありうるし、またその要請は無視することはできない。この制約条件を彼はどのように処理しようとするのか。あるいはサムエルソンのように、不況が生じたという事実は、個人の選好が私的欲望から公共欲望へと移行したという事実の証佐と考えるべきなのであろうか。[10] もしそうだとすれば、循環的変動に対して求められる措置は、安定化部門の租税・移転支出過程ではなく、配賦部門の公共財・用役支出の変化でなければならない。

分配部門と配賦部門の機能分離についても同様の疑問が残る。さきのメリット欲望について、それが私的欲望と社会欲望の境界線にあるものとわれわれは理解したが、より正確には分配部門と配賦部門の中間にあるといってもよいのではないだろうか。メリット欲望がとくに重要視されるような個人的選好への干渉が望ましいケース――それはあるいはいま一つの部門予算を要求することを意味するとも考えられる。

分配部門と配賦部門の予算決定には、いま一つの疑問が残されている。分配部門の予算は望ましい所得分配状態決定のために、また配賦部門は公共欲望充足のために、それぞれ別個の政治的決定過程を必要としていた。しかし、かりに一方の政治的過程が阻まれるならば、他方の予算も未決定のままに残されねばならない。両部門はとくに政治的過程において、相互依存的関係にたっている。だとすれば、両部門の政治的過程をあらためてわけるにはおよばないのではないか。むしろ両部門の政治的過程を相互補完的に一つに統合するほうが望ましいのではないだろうか。

コルムは、現実の予算編成への適用可能性を問うたてまえから、「不自然な区劃主義」としてマスグレーヴの予算理論を却けようとしている。確かにコルムの期待を満すには、さらに長い道程を必要とするであろう。また残されたこれらの問題点にみるように、マスグレーヴの予算理論は理論という次元を考慮しても、必ずしも無矛盾な体系を構成しているものではない。三つの部門予算がすべてゲーム理論的 setting によって決定される方式にも疑問の余地は少なくないはずである。

それにもかかわらずここであえて紹介の労をとる所以は、彼の予算理論が、これまでなにびとも試みることをしなかった、財政学上の古典的および近代的課題の予算面における綜合的解法にはじめて着手し、みるべき成果をあげえたからにほかならない。そしてそれにも増して注目すべきは、これら三部門予算により達成される望ましい資源配賦、所得分配、経済安定という目標が、その達成に必要とされる種々の財政措置の効果を尋ねる際にも、一貫して追求されるということである。たとえば租税転嫁論をとろう。従来の転嫁論は、租税の impact が加えられたときの経済の価格体系を通ずる調整過程を追求して、その作用を漠然と effect と incidence とにわけていた。しかしマスグレーヴにおいては、租税転嫁の最終的結果に着目し、その結果のうち観察可能でありかつ重要な効果として、資源移転効果、再分配効果、産出量効果をとりあげる。これらの効果が、租税の impact による経済の調整過程において、相互関連を保ちながら同時に決定されることは明らかである。彼の租税転嫁論において追求される三つの経済的効果は、彼の予算論における配賦部門、分配部門、安定化部門に対応することは申すまでもない。経済理論の中心的課題として問われる所得分析と価格分析の統合が、いまだ成功を収めていない段階であるとはいえ、その統合が彼の財政理論において企図されていることは見逃すことができないと思う。

マスグレーヴは、彼の予算決定の綜合理論を結ぶにあたって、その予算論をただちに立法上、行政上に具体化し、実施に移すことを望んでいるものではないことをつけ加えている。たしかに彼の予算論は、現実に適用するにはさらにモディファイさるべきいくつかの弱点を内蔵している。しかしそれにもかかわらずこの大胆な定式化は、今後の予算理論の発展に無視できない重要な手がかりを提供していることは強調するまでもないと思う。そのかぎりでは、彼の予

算論が、より完結した体系として結ぶべき豊かな総りを今後に期待すべきであって、これを非現実的体系としてすてさることはできないであろう。

注（1） マスグレーヴ予算論の紹介は "A Multiple Theory of Budget Determination," Finanzarchiv. Band 17, Heft 3, および The Theory of Public Finance, 1959 によった。なおコルムの批判がマスグレーヴの論文について加えられているが、ここではとくに重視するということはしなかった。
G. Colm "Comments on Richard A. Musgrave's 'A Multiple Theory of Budget Determination," Finanzarchiv. Band 18, Heft 1 参照。

（2） マスグレーヴの先の論文によると、Allocation Branch は Service Branch と呼ばれていた。それは公共欲望充足のための機能をもち、またその機能遂成を目標としていた。

（3） マスグレーヴのいう社会欲望の特質は、このかぎりではサムエルソンの定義した公共財と等しい。また単一の最適解が存在しえない理由については、拙稿「財政支出の経済的効率性」三田学会雑誌 昭和三四年六月号参照。

（4） 近代的租税理論の主流をなす主観的能力説は、配賦部門の機能を無視するという欠陥をもっていた。エッジワース、ピグーらの説ずる租税政策の基本的基準としての最少総犠牲説は、公共財を選択しその費用を配分することよりも、所得効用表の傾斜にしたがって果進度を決定する再分配の原理である。それは配賦部門よりもむしろ分配部門の課税問題にかかわるものである。

（5） 資本支出を考慮にいれても、種々の限定を加えることにより均衡をうることができよう。この問題は興味ある問題点を含み、従来の予算理論の発展との結節点とみることができるから、ここでは論ずることをひかえ次の機会にゆずる。

（6） 熊谷尚夫著「厚生経済学の基礎理論」増補版 K. J. Arrow, Social Choice and Individual Values, 1951 参照。しかし、マスグレーヴにあっては、ピグーの厚生経済学にみられる功利主義的調和観に対し批判的であることはもちろんであるが、同時に新厚生経済学のように機械的に個人と政府機関計画とをわけ、それをさらに直接に結びつけようとする機械的経験主義に対しても批判的意図をもっているように観える。

（7） G. Colm, ibid., p. 52 参照。

（8） G. Colm, ibid., p. 55 参照。

（9） とくに配賦部門予算の批判については、コルムの論点はサムエルソンに対する同様の論議に対するそれと同じである。前掲拙稿参照。

（10） P. A. Samuelson, "Principle and Rules in Modern Fiscal Policy ; A Neo-Classical Reformulation," in Money, Trade, and Economic Growth, 1951, p. 165 参照。

ウィリアム・ゴドウィン研究文献（1）

白井厚

ウィリアム・ゴドウィンの基本的研究文献としては、古くは

C. Kegan Paul ; William Godwin : His Friend and Contemporaries, 1876.

H.N. Brailsford ; Shelley, Godwin and their Circle, 1913.

Ford K. Brown ; The Life of William Godwin, 1926.

の三著があり(1)、またゴドウィンを論じたものとして

G. M. Weber; Anmerkungen und Zusätze. (Untersuchung über politische Gerechtigkeit und ihren Einfluss auf Moral und Glückseligkeit, Würzburg, 1803)

W. Hazlitt ; The Spirit of the Age, or Contemporary Portrait, 1825.

L. Stephen ; History of English Thought in the Eighteenth Century, 1876.

A. Held ; Zwei Bücher zur Sozialen Geschichte Englands, 1888.

J. Bonar ; Malthus and his Work, 1885.

H.S. Salt ; An Introductory Note. (A reprint of the essay on "Property" from the original edition of Political Justice, Lond., 1890, 1920)

E.V. Zenker ; Der Anarchismus, Kritische Geschichte der anarchistischen Theorie, 1895.

E. Dowden ; French Revolution and English Literature, 1897.

L. Stephen ; Godwin and Shelley, in *Hours in a Library*, 1899.

C. B. R. Kent ; The English Radicals, 1899.

E. Halévy ; La Formation du Radicalisme Philosophique en Angleterre, 1900～4.

A. Menger ; Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag, seine geschichtliche Darstellung, 1903.